平成２２年（フ）第３号
岐阜県海津市南濃町津屋1758番地
債務者　徳山　直子
1　決定年月日時　平成22年２月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２１年（フ）第１８３８号
埼玉県幸手市香日向１丁目13番19号
債務者　松崎　信夫
1　決定年月日時　平成22年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１８３９号
埼玉県幸手市香日向１丁目13番19号
債務者　松崎　俊子
1　決定年月日時　平成22年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１８６２号
さいたま市岩槻区諏訪３丁目４番地27号508
債務者　西澤小百合
1　決定年月日時　平成22年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１８７３号
埼玉県久喜市青毛２丁目４番地13　エルディム久喜201号
債務者　染谷　初枝
1　決定年月日時　平成22年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１８８６号
さいたま市岩槻区本町５丁目６番26―205号
債務者　天野　恵子
1　決定年月日時　平成22年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１１号
埼玉県志木市幸町１丁目14番40号、旧住所埼玉県志木市幸町２丁目11番18―202号
債務者　新井　　勝
1　決定年月日時　平成22年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１０７号
さいたま市緑区東浦和７丁目11番地13、旧住所さいたま市緑区東浦和７丁目８番地２　セントラルコート東浦和203号
債務者　尾身　眞人
1　決定年月日時　平成22年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第４２号
岡山県笠岡市城見台30番地18
債務者　増成　明彦
1　決定年月日時　平成22年２月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月15日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第４３号
岡山県笠岡市城見台30番地18
債務者　増成こずえ
1　決定年月日時　平成22年２月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月15日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第９９号
愛知県岡崎市土井町字荒井乙49番地　コージーコートＢ―109
債務者　鈴木　昌治
1　決定年月日時　平成22年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月29日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第１０号
岩手県九戸郡洋野町有家第４地割７番地
債務者　野里　智美
1　決定年月日時　平成22年２月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月27日午前11時40分
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２２年（フ）第１０５３号
大阪府箕面市稲６丁目11番20号、前住所大阪府豊中市豊南町西４丁目16番７号
債務者　小島　崇男
1　決定年月日時　平成22年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月７日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８０８号
川崎市川崎区四谷上町３番18号　サンパレス103
債務者　渡嘉敷　努
1　決定年月日時　平成22年２月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月20日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第８０９号
川崎市川崎区四谷上町３番18号　サンパレス103
債務者　渡嘉敷由美子
1　決定年月日時　平成22年２月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月20日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第８１９号
川崎市川崎区台町６番４―503号　ラ・ポール大師公園、前住所川崎市川崎区四谷下町20―27―208
債務者　山岡利成こと　許　　利成
1　決定年月日時　平成22年２月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月20日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係